

2023 年度 勤労者・県民に関する福祉政策制度要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

（1）秋田県における SDGs 推進

- ① 秋田県におけるSDGs推進にあたっては、本来SDGsの中で最も重要な目標のひとつである「貧困の根絶・格差の是正」を重要項目として明確に位置付け、新秋田元気創造プランなど、県の各種政策や計画へ反映させるとともに県民に対して広くアピールすること。また、各種計画で設定された貧困の削減目標の達成に向け、着実に取り組むこと。
- ② 政府が SDGs 実施指針の優先課題のひとつとして掲げる「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現のために、秋田県においても、外国人・外国にルーツを持つ人々が地域の中で安心して暮らせるよう、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換をはかること。特に、ロシアのウクライナ侵攻に伴うウクライナ人避難民等、人道的配慮が必要な外国人の受入に際しては、関係機関とも連携を密に適切な支援を継続して実施すること。

（2）秋田県による協同組合支援の強化

人口急減地域特定地域づくり推進法や労働者協同組合法の成立など、持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待は、コロナ禍で「人と人とのつながり」のかたちが大きく変容する中においても引き続き高いことから、秋田県においても協同組合の支援をより一層強化すること。

秋田県は、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合支援を強化すること。

（3）地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

秋田県として、広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催すること。

（4）地域における就労創出と住民自治を促進する「協同労働の協同組合」の育成・支援

秋田県は、2022 年 10 月に施行された「労働者協同組合法」の主旨や法制化の背景を踏まえ、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手としての「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、持続可能で活力あるコミュニティの実現に向け多様な就労の機会と事業化を促進するための政策を積極的・先進的に推進すること。

（5）持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との協働関係の充実

秋田県は、持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコ

スト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成すること。

そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させること。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

（1）被災者・避難者への生活支援

秋田県は、被災地から県内各地に避難している方々や、県内で発生した自然災害等で被災者した方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めること。

- ① 「被災者生活再建支援法」のなかで、同一災害における自治体地域間支援格差について、引き続き国に対し自治体境界線で判断（境界線の明暗問題）することなく全ての区域を支援の対象とするよう、法律適用外の被災者への支援策等、被災者生活再建支援制度の適用範囲の対象拡大や支援金増額等の拡充を、県として国への働きかけを行うこと。また、本制度の内容について広く県民へ周知徹底をはかるとともに、秋田県として本制度を補完する制度の実現を目指すこと。
- ② 災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営（感染症予防対策含む）のために、県として公的な支援（財政的支援や円滑な活動を可能とする体制整備）を強化すること。また、緊急的な復旧だけでなく、被災地のくらし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化すること。
- ③ 近年、復興住宅での高齢者の孤独死が増えていること、入居者の孤立化防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化をはかり、引きこもり防止に向けた対応を進めること。

（2）平時における防災・減災の対策

秋田県は、各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進めること。

- ① 災害からのくらし全般の復興支援に向けて、平時から行政・社協・NPO等民間の多様な連携の促進に取り組むとともに、非常時に備えた財源づくりを検討すること。
- ② 災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、個別避難計画の作成を徹底すること。さらに改正災害対策基本法（2021年5月20日施行）にもとづく「避難情報に関するガイドライン」の実効性を高めるよう、通信手段の確保や情報提供のあり方など情報発信に関する総合的な取り組みを強化すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症が避難者間で拡大しないよう、大規模災害時の避難や避難所における感染症対策の備えを徹底し、地域住民への周知・広報を行うこと。

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

（1）教育の機会均等 ～奨学金制度等の拡充・改善と教育費の負担軽減～

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利

用・返還に関する相談などの、相談窓口の整備・拡充を図ること。

- ② 秋田県で進められている、若者の県内定着・回帰促進策として掲げられている、「奨学金返還額に対する助成制度」について、申請および認定状況や利用者の実態を検証した上で、課題等を把握し利用促進や人材定着に向けた制度の更なる改善を推進すること。
- ③ 家計急変やアルバイトの減少等により、高校、大学等への進学を断念したり退学したりすることがないよう、自治体の奨学金制度（給付・貸与）の拡充をはかること。
- ④ コロナ禍に伴う奨学金の返済困難者の増加に対応し、自治体の奨学金の救済制度を周知徹底し、必要な人が漏れなく返還期限の猶予や減額等の支援を受けられるようにするとともに、保証人を含めて無理な取り立てを行わないこと。

（２）緊急雇用対策

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、安易な雇止めが行われることのないよう企業等に周知徹底するとともに、自治体による自粛指示・要請に基づく休業に対しては、雇用形態を問わず十分な所得補償を行うこと。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を行うこと。

（３）生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

- ① コロナ禍等による業務負担の加重で相談・支援現場が疲弊し「相談崩壊」を招くことが懸念されており、寄り添い型の支援が十分に行えるよう人員体制の強化をはかること。そのために「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」等を活用し必要な財政支援を拡充すること。
- ② 伴走支援、アウトリーチ等の業務の特性や、相談支援員が事務作業まで負担しているなどの業務の実態についても把握した上で、本来必要な支援が十分に行えるような人員の配置や業務の内容に則した予算措置を講じること。
- ③ 相談支援員が一生の仕事として誇りをもって安心して働けるよう、雇用の安定、相談支援員の賃金や業務の内容をしっかりと把握、実態調査した上で、就労契約形態適切な賃金水準の目安を示すなど、指導強化や財政支援を行うこと。
- ④ 相談支援にあたる人材の専門的資質を高め、社会福祉士など適切な資格をもつ人を配置することが望まれることから、相談支援員に対して研修の充実、資格取得へのサポート、専門性にみあった報酬水準への引き上げをはかること。
- ⑤ 生活困窮者自立支援改正法で努力義務化されたこと、また全国どこでも必要なサービスが受けられるよう、県内全ての自治体において就労準備支援事業、家計改善支援事業が完全に実施されるよう目指すこと。また、子どもの学習支援事業、一時生活支援事業の各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し全体的な底上げを目指すこと。
- ⑥ 2020年度より実施された「就職氷河期世代活躍支援プラン」を踏まえ、「中高年引きこもり（８０５０）問題の当事者」と称される就労困難な世代に対する特段の就労支援策を講ずること。現在、都道府県・指定都市に設置されているひきこもり地域支援センターを市町村にまで拡充させるよう、国へ働きかけること。

(4) 生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応

- ① 2018年～2020年に行われた生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響について、実態把握を行い、その影響が及んでいる場合は、従前の基準に戻すとともに、今後とも影響を波及させないようにすること。
- ② 生活保護制度の申請は国民の権利であることを広く市民に知らせ、申請書やパンフレットを最新情報にアップデートした上で福祉事務所や行政の各相談窓口を設置すること。またコロナ禍においては、申請書等をウェブに掲載し、オンライン申請やFAX申請にも対応するなど、運用の緩和を行うこと。
- ③ 生活保護法の運用にあたっては、生活資金が逼迫している場合は速やかに保護を開始するとともに、生活保護の申請抑制や扶養義務の強化を招くことがないよう、現場に徹底すること。
- ④ 要保護者が生活保護の利用をためらう一因となっていることに鑑み、扶養照会を拒否する要保護者の意向を尊重した対応を徹底するよう、現場に指導すること。
- ⑤ 住居のない要保護者について、無料低額宿泊所等の集団処遇施設に入居することを条件とする運用を改め、居宅保護を原則するとともに、居宅保護までの一時生活支援においても個室提供を原則とすること。
- ⑥ 生活保護行政の公的責任や業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所費の大幅な改善を図り、正規公務員によるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高めるため国へ財政支援を求めること。

(5) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 子どもの貧困対策にあたっては、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく、「現在」の生活の支援、経済的支援、教育支援に取り組む基本姿勢を一層明確化すること。特に、コロナ禍により、格差・貧困の拡大が想定されるため、支援対策をきめ細かく行うこと。貧困の削減目標が具体的に設定されている「第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画」については、教育・福祉・労働等の関係部局の密接な連携のもと、相談支援、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進し、設定した目標の達成に着実に取り組むこと。
- ② 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状をふまえて、2023年4月にかけて順次施行される改正児童虐待防止法・改正児童福祉法に基づき、秋田県は、実態把握、体制整備、関係機関との連携などの施策を強化すること。また、児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止すること。
- ③ 本来大人がやるべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆる「ヤングケアラー」が、県内の中高生で数百人が対象の可能性になると報道されている。対象となる子ども、生徒たちの学業や就職への影響、さらには社会的孤立、貧困に至ることなどが懸念されるため、秋田県として情報収集を進め、相談体制の整備などの確な対応を検討すること。

(6) フードバンク活動の促進・支援

当協議会においても生活困窮者への支援策として、フードドライブ活動を4年前から実施している。会員の善意によって集められた食品等は年2回のキャンペーン単位で400キロ前後の重量となり、フードバンクを運営する団体経由で支援を必要としている方々へ届けている。

また、労働者福祉中央協議会（略称：中央労福協）が全国の関連団体、個人に呼びかけ生活・就労応援基金（ろうふくユール基金）を設立・運営しており、その中からフードバンク団体への助成や、さらには当協議会主催のチャリティゴルフからの広告代及び参加者からのカンパ金等を寄付し支援を継続している。

- ① 県は、フードバンクの活動が継続的・安定的に発展できるよう、県内で活動するフードバンク団体との連携強化を図るとともに、「秋田県食品ロス削減推進計画」において課題として示されているフードバンク団体の基盤強化（活動に必要な人件費への補助、事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備への助成、人材育成、活動の周知・広報など）に向け、県による補助事業の実施等を踏まえた支援策を拡充すること。そのため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等も活用し、必要な財源を確保すること。
- ② フードバンクを食品ロスの削減のみならず、福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づける。生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、担当部署を明確化したうえで、福祉・環境政策とも連携した施策を県として推進すること。

(7) 自死対策

- ① 2021年度の全国における自殺者数は2万人を超え、依然として子どもや若者、女性の自殺者数が増加傾向にあり、深刻な状況が続いている。今後、コロナ禍が長引くにつれてさらに深刻な事態になることも懸念される。秋田県においては、2022年の自殺者が202人（県警データ 2022年11月末累計）と前年同時期より17人増加、県議会の予算委員会でも課題として提起されているとの報道があった。さらなる減少を目指して、年代・性別・動機や原因等を分析するとともに、自殺対策基本法および自殺総合対策大綱にもとづき実効性のある施策を迅速に推進すること。
- ② 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS相談活動について、自殺対策におけるSNS相談事業ガイドライン等を活用して相談体制の充実をはかり、問題の深刻化を未然に防止すること。また、若年層からのSOSの出し方だけでなく相談を受け止める側の研修を含めた自殺予防教育の充実をはかること。

(8) 多重債務対策

- ① 多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、「秋田県多重債務対策協議会」における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携をはかること。また、ヤミ金融撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化をはかること。

- ② 成人年齢の引き下げにより、18 歳、19 歳が 未成年者取消権を行使できなくなることから、若者が過大な債務を負うことがないように、学校・家庭等における金融教育の充実や情報発信の強化をはかること。

(9) 住宅セーフティネットの拡充

- ① 改正住宅セーフティネット法に基づく新たな住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録や活用を促進するとともに、家賃及び家賃債務保証料の低廉化補助を拡充する。また、同制度を機能させるために、居住支援協議会の設置・実働化や居住支援法人の指定を促進し、それらの活動への支援を強化すること。
- ② コロナ禍における住宅支援策として以下の対策を行うこと。
 - a) 経済状況が改善するまでの一定期間、家賃滞納者への追い出し行為を行わないよう、公的住宅での家賃減免・猶予制度を積極的に活用するとともに、民間賃貸住宅の家主に対しても損失を補償するなどの支援を行うこと。
 - b) 行政の保有する居住施設や公的住宅（公営・UR・公社）の空き室を住居喪失者に無償で提供するとともに、NPO や居住支援法人等と連携し、生活・就労支援を行うこと。
 - c) 改正住宅セーフティネット法に基づく「セーフティネット住宅」等、民間住宅の空き家・空き室を行政が借り上げて、住居喪失者に無償提供すること。
- ③ 身寄りのない一人暮らしの高齢者等が増えているなか、低額所得者等に割安な家賃で提供する公営住宅で、入居希望者が保証人を確保できずに入居を拒まれる事例が相次いでいる。2018 年 3 月に国土交通省が都道府県と政令指定都市に保証人確保を条件から外すよう促す通知を出していることを踏まえ、公営住宅に入居を希望する際に保証人を求めている地方自治体は、関連する条例を改正し、保証人確保の規定を廃止すること。

4. 暮らしの総合支援（ライフサポート）事業運営への協力について

当協議会と労働福祉事業団体（東北労金、こくみん共済 coop〈全労済〉）、労働団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO 等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、開設から 14 年を迎え、累積相談件数は約 3,500 件に達している。（年間平均 約 250 件）

相談内容は心の悩みを中心に、生活・福祉、法律・税制、金融・多重債務、各種トラブルなど複雑多岐に渡っている。最近はコロナ禍の影響を受けて、家計収入減少や仕事を失った方の相談も少なくない。困窮生活者が、さらに困窮を極めている状況である。※最新の相談状況については「ライフサポートセンターあきた 2022 年度相談状況報告（2022 年 12 月末）」を参照。

(1) 「ライフサポートセンターあきた」への協力要請

現在は、秋田市の相談窓口を拠点とし、一般財団法人秋田県労働会館の公益事業として運営されており、東北労働金庫やこくみん共済 coop〈全労済〉の支援と労働会館自らの予算で広告宣伝活動を行っている。秋田県から財政面での協力を検討頂きたい。

5. 消費者政策・教育の充実・強化

(1) 物価動向の継続監視

諸物価の高騰による県民の家計負担が重くなっている現状を踏まえ、県として、消費生活に大きく影響する家庭用エネルギー料金をはじめとする物価動向の適切なモニタリングとその結果情報の効果的な還元を継続すること。とりわけ、家庭用エネルギー料金が自由化された状況を踏まえ、LP ガス、石油製品（ガソリン・灯油）については、県民の消費者のくらしに欠かせないものであることを踏まえ、公共料金に準じ、価格の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び価格の適正性など、様々な観点を踏まえた施策を税負担のあり方等も含め検討、実施すること。

(2) 地方消費者行政の充実・強化

秋田県は、地方の消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と消費生活相談員の雇い止め問題への対策の実施、行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。

また、国に対して「地方消費者行政強化交付金」の増額を求めるとともに、地方自主財源の増強を含め、地方消費者行政予算を確保すること。

(3) 地域における消費者教育の推進

秋田県は、「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、「地方消費者行政強化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進めること。特に、2022 年 4 月 1 日に施行された成年年齢の 18 歳への引き下げについて、情報の周知を図るとともに、若年層への消費者教育の充実・強化を図ること。

6. 安心・信頼できる社会保障の構築

(1) 子育て支援

① 妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、各市町村の相談窓口を地域の中に拡充するとともに、改正育児・介護休業法の 2022 年度施行内容も踏まえて、両親学級などの支援について、男性も参加しやすく出産・育児について共に学べる内容に改善・充実させること。

② 秋田県は、必要な財源を確保したうえで、良質な保育・幼児教育など子ども・子育て支援策を充実すること。また、保育・幼児教育の人材を育成・確保・適正に配置し、処遇を改善すること。

(2) 安心の医療・介護体制の整備

【医療分野】

① 医療従事者の働き方改革を進めるため、増員と多職種連携が重要となることから、医師をはじめ看護師やリハビリ職員などの医療従事者の確保・育成を強化すること。総合診療医・家庭医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿を拡充すること。

② コロナ禍の長期化を余儀なくされている中においても、地域の医療機関では新型

新型コロナウイルス感染患者の入院受け入れ等の対応を継続しており、今後は相談窓口・初期対応も担うことから、地域医療において重要な役割を担う医療機関が事業 継続できるよう財政支援を行うこと。

- ③ 医療及び介護従事者に対する偏見や差別をなくすため、併せて過度な受診控え・健診控えをせずに適切に診療・健診を受けるよう、市民に対する啓発を行うこと。また、風評被害への対策強化・相談窓口の設置を行うこと。
- ④ 新型コロナウイルス感染症対応の要となる保健行政を強化するため、保健師等の増員など保健所の体制・機能を強化し、地域保健衛生施策の拡充をはかること。

【介護分野】

- ① 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の介護報酬を実施すること。
- ② 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大すること。
- ③ 各市町村において、家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化すること。

以 上